



## 3月決算の申告業務を通じて感じたこと

### ✧ はじめに

5月が終わって、すでに連日猛烈な暑さが続いております。梅雨を通り過ぎてもう真夏になったのか、というほどです。

弊所では3月決算5月申告法人様の申告が無事終わりホッと一息ついております。

今回の事務所通信では、今月の申告業務を通じて感じたことをまとめました。

### ✧ ワンポイント解説

前月号に記載した税額控除が決算において効果的に活用できた実例をご紹介します。

税額控除が使えるということは、利益が出ているということ。そんな会社が増えてきたということは、景気が上向いてきているということ！？大企業は利益が出ているみたいですが、中小企業はどうでしょうか。最近の新聞記事から景気観についてもお話しします。

### ✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

## ワンポイント解説

### 3月決算5月申告業務を通じて感じたこと

#### 1. 投資促進税制の効果は大きい

##### ① トラック取得で20万！

前号でも記載致しましたが、やはり税額控除制度を使わない手はありません。事業に必要な資産を購入して、更に特典として【取得価額×7%の税金】が減額されます！

税制の適用を受けるために必要でない資産を無理やり購入することは本末転倒ですが、事業用資産であれば、必ず買換えのタイミングがあるはず！その時はこの制度を思い出して頂き、中古ではなく新品の購入をご検討ください(中古は適用対象外)。この制度を使う前提であれば、減額される税金分を上乗せして購入資産の予算を組めるのではないのでしょうか。

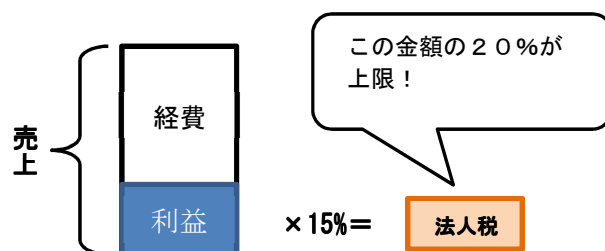
例えば、事業用に使うトラックを新車に買換えた例で考えてみます。取得価額が300万円としますと、

(イ)税額控除可能額は取得価額×7%=21万円

(ロ)控除限度額は法人税額の20%となります。

仮に105万円の法人税が出ていますと21万円全額控除できますが、80万円の法人税であれば、80万円×20%=16万円分しか控除できません。法人税の8割は税金を納めてくださいよ、という主旨ですね。

また、控除額を全額控除できない場合でも、この控除できなかった5万円(21万円△16万円)は、1年間繰越すことができ、来年の法人税から控除することができます。



(注)税率について、800万円以下は15%、800万円を超える部分は25.5%となります。

5月申告の弊所クライアント様で、耐用年数が過ぎたトラックを、300万円で買換えられた事例がございました。当期は繰越欠損金があり、実際には税額控除の特典を受けることはできませんでしたが、来期は法人税がかかる予定ですので、繰越適用が可能なように申告書上で処理し、来期の減額枠を確保させて頂きました。

##### ② 損益計算書を綺麗なまま特別償却を適用！

また、他の税額控除制度を利用しており、既に法人税額×20%の控除限度額を使い切っているという法人様のケースでは、特別償却(取得価額×30%の減価償却)を選択することもできます。

準備金積立方式という方法を採用すれば、損益計算書の営業損益を減少させることなく特別償却の恩恵を受けることも可能です。

#### 2. 年間計画の立案・追いかけ

弊所月次報告資料の標準ラインナップとなっている予実対比表。毎月の報告時に事業年度開始時からの累積対比をご確認頂いております。期首に定めた予算に対し達成率を毎月ご報告させて頂くのです

が、やはり計画より上振れして好業績となった会社様への報告は、我々としても嬉しいものです。

年間計画・月単位計画を具体的に数値で定め、明確にすることにより、『目標の売上・粗利に達するためにはどのような営業活動が必要なのか』『売上高を上げるのか粗利率を上げるのか』『何件の取引先に対して実行しなければならないのか』といった課題を、日々の行動に落とし込んで実行して頂くことが可能になると考えておりますので、年間計画は非常に重要なものと位置付けております。

社長様は会社内の業務全般を担っておられるので、なかなか実践することは難しいと思いますが、実際の数値と対比してご覧頂くことで、頭の中(感覚)と実績値との乖離を埋めて頂ける効果があると考えております。

### 3. 景気は上向き！？繰越欠損金がなくなる？

消費税の増税が実施された後でも、景気は上向きである、影響は限定的などの記事が新聞を賑わせています。実際に弊所クライアント様でも全体的にその兆候が見られ、売上規模を倍増された会社様、数年来の繰越欠損金を解消された会社様がいらっしゃいます。下記、記事をいくつか紹介させていただきます。

#### ① 4月以降の消費動向

**「スーパー売上高5.4%減 落ち込み幅『想定内』」**  
(日本経済新聞)

- 4月の全国スーパー売上高は前年同月比で5.4%減少したが、駆け込み需要のあった3月は9.4%の増加で、3月の伸びが4月の落

ち込みを補っている。

- 食料品全体では4.5%のマイナスだが、買いだめがしにくい惣菜や畜産品は好調だった。

**「設備投資上方修正へ 5月月例報告基調判断据え置き」**(日本経済新聞)

- 政府は5月月例経済報告での国内景気の基調判断を据え置く方針。
- 企業の設備投資は改善がみられるとして判断を引き上げる。

全般的には堅調な景気動向の記事が多いです。

では実際に中小企業にも好景気の波は訪れているのでしょうか。

#### ② 中小企業の感じる景気観の実態は??

**「賃上げ圧力、中小渋々」**(日本経済新聞)

- 賃上げを実施する企業は47%と前年の約3倍に跳ね上がったが、深刻な人手不足で上げざるを得ない苦しい事情も見える。
- 「(電機大手は好業績に転換したが)国内の下請けへの波及はまだまだ。人件費は到底上げられない。」

好業績となっているのは大企業中心で、中小企業にその恩恵はまだ広がってきていないというのが全体的な論調です。地域格差もあるようで、例えば名古屋は勢いがあるというお話は聞きますが、大阪はあまり聞きません。もちろん業種や地域ごとの格差はございますので一概には言えませんが……。

とは言え、まずは大企業が好業績です！その勢いが中小企業にも早く波及し、皆様の事業が好業績になるように精一杯サポートさせていただきます！！

## 最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員		

### ☆ スタッフコラム ☆

#### 3月決算5月申告業務を通じて感じたこと

私が担当したお客様は以前勤務していた時代も含め業績が上向くというジンクスがございます。

確かに全てのお客様が上向くということではないですが、その傾向が強いです。

今回の決算も実証された！と事務所で残業しながらニヤニヤしていました。(武原)

